

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案について

常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に係る制度の抜本的見直しを行う。

事業規制の強化

← いわゆる「派遣切り」の多発や、雇用の安定性に欠ける派遣形態の横行

- ・ 登録型派遣の原則禁止（専門26業務等は例外）
- ・ 製造業務派遣の原則禁止（常時雇用（1年を超える雇用）の労働者派遣は例外）
- ・ 日雇派遣（日々又は2か月以内の期間を定めて雇用する労働者派遣）の原則禁止
- ・ グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止

派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善

← 派遣労働者の不透明な待遇決定、低い待遇の固定化

- ・ 派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化
- ・ 派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮
- ・ 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合（いわゆるマージン率）などの情報公開を義務化
- ・ 雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示

違法派遣に対する迅速・的確な対処

← 偽装請負などの違法派遣の増加、行政処分を受ける企業の増加

- ・ 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす
- ・ 処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備

※ そのほか、法律の名称に「派遣労働者の保護」を明記し、「派遣労働者の保護・雇用の安定」を目的規定に明記
施行期日：公布の日から6か月以内の政令で定める日（登録型派遣の原則禁止及び製造業務派遣の原則禁止については、改正法の公布の日から3年以内の政令で定める日（政令で定める業務については、施行からさらに2年以内の政令で定める日まで猶予））

☆労働者派遣法改正案 修正事項☆

① 労働者派遣が禁止される日雇い派遣について
(改正案原案) 日々雇入又は2ヵ月以内
↓
(改正案 修正案) 日々雇入又は**30日**以内へ
さらに適用除外職種の追加

③物の製造業務派遣及び登録型派遣について
(改正案 原案) 物の製造業及び登録型派遣の原則禁止
↓
(改正案 修正案) 物の製造業及び登録型派遣の原則
禁止を**削除**

②違法派遣及び偽装請負の場合の派遣労働者に対する
労働契約申し込み規定の施行期日
(改正案原案) 改正案施行日より
↓
(改正案 修正案) 改正案施行日より**3年**を経過した日

④登録型派遣、物の製造等の在り方について
この法律(労働者派遣法改正案)が施行後、速やかに
検討すること

【修正されなかった改正点】

- グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることの原則禁止(例外あり)
- 派遣労働者の賃金と派遣料金の差額(マージン率)の情報公開の義務化
- 雇入れの際に派遣労働者に対して派遣料金の額を明示
- 名称の変更:派遣労働者の保護を明記

☆労働者派遣法改正案 修正事項の解説と今後の課題☆

① 労働者派遣が禁止される日雇い派遣について
(改正案原案) 日々雇入又は2カ月以内



(改正案 修正案) 日々雇入又は**30日**以内へ
さらに適用除外職種の追加

※日雇が禁止される日雇い派遣の定義がみなおされました。
(2カ月以内→30日以内)

さらに適用除外の職種については自民党時代に検討された
労働者派遣法改正案にある適用除外職種が該当すると考えら
れます。

②違法派遣及び偽装請負の場合の派遣労働者対する
労働契約申し込み規定の施行期日

(改正案原案) 改正案施行日より



(改正案 修正案) 改正案施行日より**3年**を経過した日

※偽装請負や違法派遣の場合、派遣元企業が適正な雇用及び
労務管理を実施している場合は派遣先企業との雇用関係が
成立すると考えるのは少しむりがあります。

裁判例等をもみても、労働契約は労働契約の申し込みと使用者
の応諾が不可欠です。改正案原案では派遣の時と同様の
労働契約(賃金等)とした点も問題とおもわれます。

3年の経過措置とありますが、その間にこの労働
契約申し込み規定についてはさらなる検討がされることでしょう

③物の製造業務派遣及び登録型派遣について

(改正案 原案) 物の製造業及び登録型派遣の原則禁止



(改正案 修正案) 物の製造業及び登録型派遣の原則禁止
を**削除**

※物の製造業や登録派遣を禁止すると中小企業等での
人員調整が困難になることが見込まれる。現実的な対応だと
思います。

④登録型派遣、物の製造の在り方について

この法律(労働者派遣法改正案)が施行ご速やかに検討すること

今後の検討課題として、「専門26業務の見直し・追加」「有期労働
契約と登録型派遣の関係」「26業務以外の抵触日の取り扱い」
「労働契約申し込み規定」等が考えられます。

(注意)上記の解説については、政府の正式な見解でなく、私の私的な見解意見です。